

# MAC通信

人と企業のトータルブレーン

令和 6 年 9 月 12 日 第 167 号

(株) マ ッ ク ブ レ ー ン  
M A C 税 理 士 法 人  
M A C 社 労 士 事 務 所  
T E L 0 6 - 6 3 5 9 - 8 8 1 2  
F A X 0 6 - 6 3 5 9 - 8 7 9 9  
H P <http://mac-8812.co.jp>  
E-mail [jimuso@mac-8812.co.jp](mailto:jimusyo@mac-8812.co.jp)

## 協会けんぽ 扶養確認が厳しく!!

令和 6 年 10 月に全国健康保険協会（協会けんぽ）から送付されてくる「被扶養者状況リスト」の確認内容が厳しくなります！！

### ●記載内容の追加

今年度より被扶養者の収入要件の確認が厳格化されることとなり、被扶養者の課税収入が 130 万円（60 歳以上は 180 万円）を超過していること等が特定され、当該情報をあらかじめ被扶養者状況リストに確認区分として追加されることとなりました。

被扶養者の収入が、人手不足による労働時間延長に伴い、一時的に 130 万円（60 歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者の場合は 180 万円）を超過する場合は、「一時的な収入変動」に係る事業主の証明の提出が求められることとなります。

事業主の証明が提出がなされない場合は扶養をはずす手続きを求められる可能性がありますのでご留意ください。